○総務省告示第百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構
行政法人国立大学財務・経営センター
行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター
政法人種苗管理センター
政法人家畜改良センター
究開発法人水産大学校
究開発法人農業生物資源研究所
究開発法人農業環境技術研究所
究開発法人国際農林水産業研究センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「国立研究開発法人建築研究所
独立行政法人交通安全環境研究所
国立研究開発法人海上技術安全研究所
国立研究開発法人港湾空港技術研究所
国立研究開発法人電子航法研究所
独立行政法人海技教育機構」を「国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人海技教育機構」に、「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

○総務省告示第百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第三十四項に規定する家屋及び償却資産として総務大臣が指定するものを次のように定め、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第三十四項に規定する家屋及び償却資産として総務大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる家屋及び償却資産とする。

市町村名	家屋及び償却資産
長崎市	三菱造船所第三船渠 三菱造船所ジャイアント・カンチレバークレーン 三菱造船所旧木型場 三菱造船所占勝閣
北九州市	八幡製鐵所旧本事務所 八幡製鐵所修繕工場 八幡製鐵所旧鍛冶工場
中間市	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室

○総務省告示第百四十三号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・七六
営業用バスの標準軽油使用量	一二、八七〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一三、五九〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、四二〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、六七〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・〇四八一

○法務省告示第百七十二号

少年院種類表（平成二十七年法務省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

少年院種類表の備考中「加古川学園から」の下に「、広島少年院所轄貴船原少女苑については広島少年院から」を加える。

○財務省告示第九十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第一を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
135,416円以下	149,999	54,167円
135,417	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40％
150,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋15,000円
300,000	833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋45,000円
550,000	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋100,000円	
833,334円以上		183,334円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもつてその求める給与所得控除の額とする。